

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 豊田泰史

被控訴人 吉田益夫



準備書面(3)

平成27年10月30日

大阪高等裁判所 第7民事部S2係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 太田 達也



同 弁護士 重藤 雅之



被控訴人が管理する和ネットニュース、和ネット掲示板等において、控訴人に対する名誉・信用毀損、業務妨害行為を行ってきたことはこれまで述べてきたとおりであるが、被控訴人は、本件訴訟提起後あるいは本件控訴後にも、既存の掲示板等や新たに作成した掲示板等においてさらなる名誉・信用毀損、業務妨害行為を繰り返しているもので(甲29、30)、被控訴人の違法行為を止めるためには、控訴人に関する記載を全て禁ずる以外に方法はない。

以上